

最高裁秘書第1370号

令和2年6月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

3月31日付け（4月2日受付、第020003号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「債務確認本訴、求償金請求反訴事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「不動産取得税賦課決定処分取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「賃金支払請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 「固定資産税等課税処分無効確認等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (6) 「賃金請求事件等について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

債務確認本訴、求償金請求反訴事件について

事案の概要

本件は、被上告人（1審被告）の被用者であった上告人（1審原告）が、業務としてトラックを運転中に人身事故を起こし、その被害者の遺族に損害賠償したことによって被上告人に対する求償権を取得したなどと主張して、被上告人に対して、求償金等の支払を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、民法715条1項については、被害者保護のための規定であって、本来、不法行為者である被用者が被害者に対して全額損害賠償債務を負うべきところ、被害者が資力の乏しいこともある被用者から損害賠償金を回収できない危険に備えて、使用者にその危険回避の負担を負わせる趣旨の規定であり、本来の損害賠償義務を負うのは被用者であることが前提とされているから、被用者の使用者に対する求償を認める根拠はないなどと判断して、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 争点は、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合に、被用者は、使用者に対して求償することができるかである。

（参考）民法715条1項

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

不動産取得税賦課決定処分取消請求事件について

事案の概要

本件は、分筆前の土地を共有していた第1審原告が、共有物分割により、分筆後の1筆の土地（本件土地）に係る他の共有者の持分を取得したところ、府税事務所長から、「分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分の取得」（地方税法73条の7第2号の3）があるとして、不動産取得税賦課決定処分を受けたことから、第1審原告を承継した被上告人が、「持分の割合を超える部分の取得」ではなく、上記処分は違法であると主張して、上告人（第1審被告）を相手に、その取消しを求める事案である。

上記処分において、本件土地の価格は、固定資産評価基準に基づき、分筆後の各土地を一画地として認定し、画地計算法によりその全体の評点数を算出した上、これを各土地の地積比に従ってあん分する方法により算定された。

〔参考〕地方税法73条の7　道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2号の3 共有物の分割による不動産の取得（当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分の取得を除く。）

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上記処分における本件土地の価格の算定方法につき、固定資産評価基準に基づき分筆後の各土地を一画地として認定して画地計算法を適用したことは適法としたが、「持分の割合を超える部分の取得」の有無を判定する場合には慎重な方法による算定が必要であり、漫然と各土地の地積比に従ってあん分計算をしたことには違法があるとして、同処分の取消請求を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、本件土地の価格の算定方法であり、上告人は、固定資産評価基準に基づき、2筆以上の土地を一画地として認定して画地計算法を適用する場合、当該一画地を構成する各土地の価格は、各土地の地積比に従ったあん分計算によって算定するのが合理的であり、この方法によって算定された本件土地の価格を基礎とする上記処分は適法であると主張している。

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、昭和57年に新築された建物を所有し、その固定資産税及び都市計画税を納付してきた原告が、当該建物の建築当初（昭和58年）に行われた評価に誤りがあり、これを基礎として算出されたその後の各年度の固定資産税等の税額も過大なものとなつたため損害を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、平成4年度から平成20年度までの固定資産税等の過納金相当額等の損害賠償を求める事案である。

損害賠償請求権の除斥期間（国家賠償法4条、民法724条後段）が問題となり、具体的には、その起算点である「不法行為の時」がいつであるかが争われている。

[参考] 民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

原判決の判断等

- ◇ 原判決は、本件における「不法行為の時」は、公務員の過失のある違法行為である建築当初の評価及び価格決定の時であり、除斥期間は遅くとも昭和58年6月30日の価格決定の時から起算するのが相当であるとした上、本件訴訟の提起日（平成25年1月27日）の時点で20年が経過しており、損害賠償請求権は消滅したとして、原告の請求を棄却した。
- ◇ 原告は、本件における「不法行為の時」は、各年度の固定資産税等の第4期分支払日であると主張している。

賃金支払請求事件について

事案の概要

本件は、被告ら（同一のグループ会社）のいずれかに雇用されタクシー乗務員として勤務した原告らが、被告らに対し、未払の残業代等の支払を求める事案である。

被告らの各賃金規則では、タクシー乗務員の賃金は、基本給、歩合給(1)、歩合給(2)、割増金（深夜手当・残業手当等）、交通費などから成るとされており、このうち歩合給(1)の額は、売上高（揚高）を基に算出される「対象額A」から割増金及び交通費相当額を差し引いた額とされている。

$$\text{歩合給(1)} = \text{対象額A} - (\text{割増金} + \text{交通費})$$

これによれば、タクシー乗務員が残業等をすると、割増金が発生する一方で、これに応じて歩合給(1)の額が減る（両者の合計額は、原則として対象額Aから交通費相当額を差し引いた額と一致し、これは揚高のみに連動する。）こととなって、揚高が同じである場合には、残業等の有無やその時間数の多寡にかかわらず、原則として総賃金の額は同じとなる。

原告らは、このような仕組みは、残業等について使用者に割増賃金の支払を義務付けた労働基準法37条の趣旨に反するなどと主張している。

〔参考〕労働基準法37条（抜粋）

1項 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。（ただし書 略）

4項 使用者が、午後10時から午前5時まで（括弧内 略）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、①基本給、歩合給(1)、歩合給(2)などが通常の労働時間の賃金に当たり、②割増金が労働基準法37条の定める割増賃金に当たるとした上、原告らに支払われた割増金の額は、上記①を基礎として算定される割増賃金の額を下回らないから、未払賃金はないとして、原告らの請求をいずれも棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、被告らの各賃金規則の下で、割増金の支払をもって労働基準法37条の定める割増賃金が支払われたといえるか否かである。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

固定資産税等課税処分無効確認等請求事件について

事案の概要

本件は、平成2年に新築された建物を所有し、その固定資産税及び都市計画税を納付してきた原告が、当該建物の新築時に行われた評価に誤りがあり、これを基礎として算出されたその後の各年度の固定資産税等の税額も過大なものとなつたため損害を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、平成6年度から平成26年度までの固定資産税等の過納金相当額の損害賠償を求める事案である。

損害賠償請求権の除斥期間（国家賠償法4条、民法724条後段）が問題となり、具体的には、その起算点である「不法行為の時」がいつであるかが争われている。

〔参考〕民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

原判決の判断等

- ◇ 原判決は、原告の主張する違法行為である当該建物の新築時の評価は、初年度（平成3年度）の固定資産税等の賦課に向けられた行為であって、遅くともその納税通知書が交付された時には一連の行為として終了しているから、本件における「不法行為の時」は上記交付の時（同年度中）であるとした上、本件訴訟の提起日（平成26年4月30日）の時点で20年が経過しており、損害賠償請求権は消滅したとして、原告の請求を棄却した。
- ◇ 原告は、本件における「不法行為の時」は、各年度の固定資産税等の賦課決定の時であると主張している。

賃金請求事件等について

事案の概要

本件（2件）は、被告に雇用されタクシー乗務員として勤務した原告らが、被告に対し、未払の残業代等の支払を求める事案である。

被告の賃金規則では、タクシー乗務員の賃金は、基本給、歩合給(1)、歩合給(2)、割増金（深夜手当・残業手当等）、交通費などから成るとされており、このうち歩合給(1)の額は、売上高（揚高）を基に算出される「対象額A」から割増金及び交通費相当額を差し引いた額とされている。

$$\text{歩合給(1)} = \text{対象額A} - (\text{割増金} + \text{交通費})$$

これによれば、タクシー乗務員が残業等をすると、割増金が発生する一方で、これに応じて歩合給(1)の額が減る（両者の合計額は、原則として対象額Aから交通費相当額を差し引いた額と一致し、これは揚高のみに連動する。）こととなって、揚高が同じである場合には、残業等の有無やその時間数の多寡にかかわらず、原則として総賃金の額は同じとなる。

原告らは、このような仕組みは、残業等について使用者に割増賃金の支払を義務付けた労働基準法37条の趣旨に反するなどと主張している。

〔参考〕労働基準法37条（抜粋）

1項 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。（ただし書 略）

4項 使用者が、午後10時から午前5時まで（括弧内 略）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

原判決及び争点

◇ 原判決（2件とも同旨）は、①基本給、歩合給(1)、歩合給(2)などが通常の労働時間の賃金に当たり、②割増金が労働基準法37条の定める割増賃金に当たるとした上、原告らに支払われた割増金の額は、上記①を基礎として算定される割増賃金の額を下回らないから、未払賃金はないとして、原告らの請求をいずれも棄却した。

◇ 最高裁における争点は、被告の賃金規則の下で、割増金の支払をもって労働基準法37条の定める割増賃金が支払われたといえるか否かである。